

ご存知ですか？

農地を売買・転用するには

農業委員会の許可が必要です！

○農地を売買・譲渡・貸借したい。➡ 買う側、借りる側に制限があります。

たとえば・・・

- 近所の農家に農地を譲りたい
- 農地を借りて農作物をもっとつくりたい 等

○農地を農業以外の目的で使用したい。➡ 農地転用の許可を受ける必要があります。

たとえば・・・

- 住宅や車庫を建てたい。駐車場を作りたい
- 経営する会社の工場を増設したい。資材置き場を作りたい 等

農地の転用・売買等をお考えの場合は、農業委員会にお問合せください！！

ご注意！

転用を検討している農地が「農振農用地」に指定されていると農地転用はできません！

(農用地区域への指定状況は役場農林課農務係へお問合せください)

転用を検討している農地が「農振農用地」に

指定されている

指定されていない

まずは農振農用地からの除外が必要です。

■役場農林課農務係へ「除外地申請書」を提出してください。(申請書は役場農林課、各出張所に用意しています)

■農振農用地からの除外審査は年に1度です。
令和8年の申請期限は3月31日です。転用を検討されている場合は必ず申請してください。

■除外が許可された後、農地転用許可申請をします。除外申請は、町・県の審査を受け、許可されるまでに約1年の審査期間が必要です。(許可は早くても令和9年2月ごろになります)

農業委員会に農地転用許可申請をします。

■農業委員会(役場農林課農務係)へ「転用許可申請書」を提出してください。(申請書は役場農林課、各出張所に用意しています)

■転用許可申請は、随時受け付けています。農業委員会の審査は毎月行います。

■必ず転用許可を受けてから工事等に着手してください。(許可前に工事を始めることは違法行為です)

ご注意！！

- ・除外・転用目的等によっては、農振除外、農地転用が認められない(許可が出ない)場合もあります。
- ・無許可の違法な農地転用は3年以下の懲役または300万円(法人は1億円)以下の罰金に処せられる場合があります。

農地に関するお問合せは

白川町農業委員会(役場農林課内) 電話72-1311

白川町農業委員会

— 地域の農地と食を未来へつなぐ —

白川町農業委員会は、町民の食の源になる農地と農業を守り・つなぐ役割を担っています。農地のことで困ったら農業委員会にご相談ください。

農業委員会の活動

① 地域の農地が正しく使われているかの見守り

農地は、住宅地や工場の土地とは違い、法律で勝手に売ったり、建物を建てたりすることが規制されています。農地は食糧生産の基盤であり重要な土地であるため、農業委員会は、この農地を守る“番人”としてパトロールをしています。

② 農地の売買や農業以外の使い方についての審議

農地を売り買い、貸し借りのほか、農地を住宅や駐車場などに変えたい場合は、農業委員会の審議を経て許可を受けなければなりません。農業委員会は申請内容と現地を確認し、地域農業に影響がないかを審議します。農地法に関する許可は農業委員会でなければ出せません。

③ 荒廃農地・遊休農地の解消推進活動

近年、農家の高齢化・減少で耕されなくなった田畠が増えています。農業委員会は、それらの農地を調査し、農業を担う農家へつなぐ橋渡しを行っています。

④ 農業を始めたい人・拡大したい人への支援

白川町で新規に農業を始めたい方への農地相談や営農組織等の農地集積・集約などの規模拡大について支援を行っています。

白川町農業委員会委員の公募について

農業委員会委員(農業委員・農地利用最適化推進委員)の任期が令和8年7月19日に満了することに伴い、農業委員会委員の公募を行います。

農業委員 農業委員会に出席し、農地法等に基づき議案を審議・決定する。

農地利用最適化推進委員と連携し、農地利用の最適化を推進する。

農地利用最適化推進委員 各区地区委員会において農業委員と連携して、農地利用の最適化活動を行う。
農業委員会に出席して意見を述べることができる。

応募資格 農業の識見を有し、農地の利用最適化を行うことができる者で、次のいずれにも該当する者

- ① 町内に住所を有する者
- ② 暴力団若しくは暴力団員、またはこれらと密接な関係を有しない者

任期 令和8年7月20日～令和11年7月19日

報酬月額 農業委員会長 17,000円 委員 15,000円 農地利用最適化推進委員 15,000円

受付期間 令和8年3月10日(火)から令和8年4月6日(月)まで

受付場所 白川町農業委員会事務局(〒509-1192 白川町河岐 1705-2 白川町役場農林課内)

推薦・応募方法 所定の応募用紙(用紙は農業委員会事務局、各ふれあいセンターの窓口でお受け取りいただくか、白川町HPからダウンロードして下さい)により、白川町農業委員会事務局へご持参いただくか郵送(令和8年4月6日(月)必着)して下さい。

詳しくは、広報しらかわ 3月号をご覧ください。